

大阪府と大阪瓦斯株式会社株式会社との 高齢者向けデジタルサービスの推進に関する連携協定書

大阪府（以下「甲」という。）と大阪瓦斯株式会社（以下「乙」という。）は、乙が「スマートシニアライフ事業」の実証事業のサービス移管により実施する高齢者向けのデジタルサービス（以下「本サービス」という。）を相互に連携・協力して進めるため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力を行い、乙が実施する本サービスの提供を通じて、大阪府内市町村に居住する高齢者の生活の質（QOL）の向上を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙が協議のうえ、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）本サービスにおける高齢者向けの行政サービス等の情報発信に関すること。
- （2）本サービスの普及拡大に係る調整に関すること。
- （3）その他、本協定の目的を達成するため、甲及び乙が必要と認めた取組に関すること。

2 実施時期、実施方法その他具体的な事項については、甲及び乙が協議のうえ、別途定めるものとする。

（協定の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、協定の継続が困難な事象が生じた場合は、甲及び乙が協議することとする。

（秘密保持義務）

第5条 甲及び乙は、本取組に関連して相手方から開示され、又は知り得た情報について、相手方の事前の承諾を得ることなく、第三者に開示及び提供してはならない。

(疑義等の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和7年6月26日

甲 大阪府大阪市住之江区南港北一丁目14番16号
大阪府スマートシティ戦略部長 市瀬 英夫

乙 大阪府大阪市中央区平野町四丁目1番2号
大阪瓦斯株式会社
エナジーソリューション事業部
リビング開発部長 福山 透